

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

あいおいニッセイ同和損保

施設所有(管理)者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

基本契約（賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない主な場合（共通）
次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (1) 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故 (2) 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故 (注1) 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。 (注2) この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。 ①記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。 ②記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者が法人以外の団体である場合には、記名被保険者の構成員 ④記名被保険者の使用人 ⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族 上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 ①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 ②損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 ③権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用 ⑤協力費用 当社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用 ⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ●お支払いする保険金の額 1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 - 基本契約の 免責金額 (自己負担) また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	■次の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾^(注)に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限りです。 ・航空機、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます）、自動車または原動機付自転車（販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設外における船または車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 ・LPGガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます）に起因して生じた損害賠償責任 ・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 ■被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任 ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ②はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

	③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 など
--	--

オプション補償（任意にセットできる主な特約と補償内容）

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保 険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
漏水補償特約 (施設用)	基本契約でお支払いの対象とならない、施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 基本契約の対物の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。	—
昇降機危険補償 特約	基本契約でお支払いの対象とならない、施設に所在する被保険者が所有、使用または管理する昇降機（小荷物専用昇降機を除きます）に起因する偶然な事故（昇降機に積載された他人の財物に生じた事故を含みます）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害 など
管理財物損壊補償特約（施設用）	補償管理財物（注）の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （注）補償管理財物とは、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物で、次の①から④までに該当しない財物をいいます。 ①被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます） ②被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます） ③上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます）を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額が限度となります。 免責金額（自己負担額）は基本契約と同額となります。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害 ・作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・補償管理財物の誤認、選択の誤り、取り違え等に起因する損害 など

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保 険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
来訪者財物損害 補償特約	保険期間中に発生した施設に入場した者の財物（以下「来訪者財物」といいます）の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度となります。 免責金額（自己負担額）は3,000円です。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 など
使用不能損害 拡張補償特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能（注）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粹使用不能損害」といいます）に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。 （注）その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額（自己負担額）は1,000円です。 ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粹使用不能損害 など
工事発注者 責任補償特約	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事（以下「施設工事」といいます）に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、施設工事の発注者として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。	—
人格権侵害 補償特約	基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます）であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 ●お支払いの対象となる損害の範囲 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」に同じ ●お支払いする保険金の額 基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害 ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 など

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保 険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
	①から④までについては、次の額を限度として保険金をお支払いします。 ア. 1名につき100万円。ただし、保険証券にこの特約についての1名の支払限度額が別途表示されている場合はその額 イ. 1事故につき、次のいずれかのうち最も低い額 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 また、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	
被害者治療費等 補償特約	基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等（治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます。以下同様とします）を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。 ・被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 ※治療費等のうち、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 次の治療費等を負担することによって被る損害 ①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます）に限ります。ただし、基本契約の「●お支払いの対象となる損害の範囲」の④に規定する費用を含みません。 ②葬祭費用 葬祭に要した費用をい、香典、花代等を含みません。 ③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用 ●お支払いする保険金の額 次の額を限度として保険金をお支払いします。 ア. 被害者1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度（見舞品の購入費用については3万円が限度） イ. 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします）の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 など
訴訟対応費用 補償特約	基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟	—

特約	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額)	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
	対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ●お支払いする保険金の額 1 事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	
初期対応費用 補償特約	基本契約（基本契約にセットされる特約を含みます）の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる損害の範囲 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 ①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません） ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限ります） ⑤事故現場の後片付け・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費 ●お支払いする保険金の額 1 事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額	—